

○久御山町林・栄地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成15年10月1日

条例第16号

改正 平成21年3月27日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 前条に規定する区域内においては、別表第2に掲げる建築物は建築してはならない。

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置)

第4条 建築物の敷地が第2条に規定する区域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該区域に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、この条例の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、この条例の規定を適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により第3条の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず第3条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第

3条の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下本条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（公益上必要な建築物の特例）

第6条 この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において適用しない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者及び占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

地区整備計画 区域の名称	区域
久御山町林・ 栄地区地区整 備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市 計画久御山町林・栄地区地区計画のうち、地区整備計画が定 められた区域

別表第2（第3条関係）

地区整備計画 区域の名称	建築してはならない建築物
久御山町林・ 栄地区地区整 備計画区域	1 住宅 2 兼用住宅 3 長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売 所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2 条第1項に規定する「風俗営業」の用途に供するもの